

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：海津市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.8%
全職員	61.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.0%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	94.1%
本庁係長相当職	92.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.3%
31～35年	85.4%
26～30年	83.8%
21～25年	89.5%
16～20年	63.9%
11～15年	88.0%
6～10年	90.7%
1～5年	93.1%

【説明欄】

- ①扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は67.9%である。
- ②男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は68.6%となっている。
- ③本市の会計年度任用職員はパートタイムのみであり、週あたりの勤務時間が20時間未満の職員もいることから、相対的に給与水準が低い状況となっている。その会計年度任用職員のうち、75.7%が女性であることから、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ④勤続年数16～20年については、対象となる女性職員が労務職のみのため、男女の給与の差異が大きくなっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。